

三木町告示第10号

三木町家庭的保育事業等の認可の手續に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月22日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第3号

三木町家庭的保育事業等の認可の手續に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町家庭的保育事業等の認可の手續に関する要綱（平成27年三木町要綱第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三木町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可の手續に関する要綱

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、「手續について」を「手續に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか」に改める。

第2条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第1項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の適正化に資するために、新たに家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設置の認可を受けようとする者は、事前に町長と協議しなければならない。

第3条の見出し中「認可の基準」を「家庭的保育事業等の認可の基準」に改め、同条第1項中「認可の基準は」を「家庭的保育事業等の認可の基準は」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の認可の基準）

第3条の2 乳児等通園支援事業の認可の基準は、法第34条の15第3項、三木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年三木町条例第20号。）及びその他関係法令に定めるところによるものとする。

2 町長は、児童数の推移、乳児等通園支援事業の利用状況及び乳児等通園支援事業の整備状況等を十分に勘案し、乳児等通園支援事業の設置が必要であると認められないときは、認可をしないことができる。

第4条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第5条中「第3条」の次に「又は第3条の2」を加え、「許可」を「認可」に改め、「上、」の次に「認可をする場合は家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可証（様式第1号の2）により、認可をしない場合は家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第1号の3）により」を加える。

第6条の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「若しくは乳児等通園支援事業」を加え、同条第1項を次のように改める。

家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者が当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を休止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止・廃止承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

第6条第2項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「認可の際に届け出た内容について」を「規則第36条の36第3項又は第4項の規定により認可事項を」に、「家庭的保育事業等認可事項変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可事項変更届出書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、地域の保育又は乳児等通園支援事業の実情を勘案し、承認の可否を決定した上、承認をする場合は家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書（様式第4号）により、承認をしない場合は家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止・廃止不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(宛先) 三木町長

所在地
申請者 名称
代表者氏名



家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 認可申請書

家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 の認可を受けたいので、児童福祉法第34条の15第2項の規定により、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

申請者	(ふりがな)				
	法人等名称				
	主たる事務所の 所在地・連絡先		〒 ー		
			電話番号		
			FAX番号		
			メールアドレス		
	法人等の種別				
	法人所轄庁				
	代表者	職名		就任年月日	年 月 日
		(ふりがな)			
氏名					
生年月日		年 月 日 (満 歳)			
事業開始(予定)年月日		年 月 日			
事業の種類		(認可を受ける類型にチェックしてください。)			
		小規模保育事業(A型・B型)			<input type="checkbox"/>
		小規模保育事業(C型)			<input type="checkbox"/>
		家庭的保育事業			<input type="checkbox"/>
		居宅訪問型保育事業			<input type="checkbox"/>
		事業所内保育事業			<input type="checkbox"/>
		一般型乳児等通園支援事業			<input type="checkbox"/>
		余裕活用型乳児等通園支援事業			<input type="checkbox"/>
添付書類		建物その他設備の規模構造及びその図面			
		事業運営についての重要事項に関する規定			
		経営責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員の氏名及び経歴			
		収支予算書			
		申請者の経歴及び資産状況に関する書類			
		(申請者が法人の場合) 法人格を有することを証する書類			
		(申請者が法人又は団体の場合) 定款、寄附行為その他の規約			
		児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当しない旨の誓約書			
その他町長が必要と認める書類					

様

三木町長

家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 認可証

年 月 日付けで認可の申請のあった、次の家庭的保育事業等 乳児等通園支援事業 については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可をします。

事業	名称	
	種類	
	位置	
定員		
事業開始予定年月日		年 月 日

様

三木町長

家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 不認可通知書

年 月 日付けで認可の申請のあった、次の家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 については、児童福祉
法第34条の15第5項の規定により認可をしないので、同条第6項の規定により通知します。

事 業	名 称	
	種 類	
	位 置	
理 由		

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三木町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三木町を被告（三木町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（宛先）三木町長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

㊞

家庭的保育事業等 休止承認申請書
乳児等通園支援事業 廃止

家庭的保育事業等 休止
乳児等通園支援事業 を 廃止 したいので、児童福祉法 34 条の 15 第 7 項の規定により関係書類を添えて申請します。

事業	名 称	
	種 類	
	位 置	
休 止 又 は 廃 止 の 理 由		
現 に 保 育 又 は 乳 児 等 通 園 支 援 を 受 け て い る 児 童 に 対 す る 措 置		
休 止 の 場 合	予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 の 場 合	期 日	年 月 日
	財 産 処 分 方 法	

備考 国、県又は町から当該施設の整備等に係る補助金の交付を受けていたときは、「財産処分方法」の欄にその額を併記するとともに、補助金交付決定通知書その他これに類するものの写しを添付してください。

年 月 日

（宛先）三木町長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

印

家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 認可事項変更届出書

児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業の認可事項について、

次のとおり変更した
変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36
第3項
第4項の規定により関係書類を添
えて届け出ます。

事業	名称	
	種類	
	位置	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更（予定）年月日		年 月 日
変更の理由		

様

三木町長

家庭的保育事業等 休止承認通知書
乳児等通園支援事業 廃止

年 月 日付けで申請のあった、家庭的保育事業等 休止の休止
乳児等通園支援事業 廃止 廃止については、次のとおり承認をしたので、三木町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可の
手続に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

事業	名称	
	種類	
	位置	
休止の予定期間又は 廃止の予定期日		

様

三木町長

家庭的保育事業等 休止
乳児等通園支援事業 廃止
不承認通知書

年 月 日付けで認可の申請のあった、家庭的保育事業等 休止
乳児等通園支援事業 廃止 については、次の理
由により承認をしないので、三木町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可の
手続に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

事 業	名 称	
	種 類	
	位 置	
理 由		

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三木町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三木町を被告（三木町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。